

## 食品衛生月間街頭キャンペーンについて

毎年8月を食品衛生月間とし、全国一斉に食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発の推進を図るための事業が展開されます。

本市におきましても、7月から2か月間は、夏期食品等一斉取締りを実施していますが、食品衛生月間中に、下記のとおり街頭キャンペーンを実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 近鉄奈良ビル（近鉄奈良駅）前

- (1) 日 時  
平成19年8月3日（金）午前10時30分から約1時間
- (2) 実施機関  
奈良市保健所、奈良食品衛生協会 約10名
- (3) 行事内容  
出入り口周辺において、食中毒予防啓発テープで啓発啓発物品（キズテープ・ティッシュペーパー）の配布

#### 2 近鉄学園前駅前

- (1) 日 時  
平成19年8月6日（月）午前9時30分から約1時間
- (2) 実施機関  
奈良市保健所、奈良食品衛生協会 約10名
- (3) 行事内容  
1に同じ

#### 3 奈良ファミリー入口付近

- (1) 日 時  
平成19年8月27日（月）午前10時から約1時間
- (2) 実施機関  
奈良市保健所、奈良食品衛生協会、株式会社近鉄百貨店、イオン株式会社、専門店及び株式会社ダイヤモンドファミリー（事務局） 約20名
- (3) 行事内容  
1に同じ

食品衛生月間中のその他の行事

広報車により、奈良市内一円を食中毒予防街頭宣伝

担 当 奈良市保健所生活衛生課 TEL 0742-23-6172
--

# 平成19年度奈良市食品衛生月間実施要領

## 1 趣 旨

食品は、市民の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

平成18年の全国の食中毒発生件数は、1491件（速報値）であり、本市においても1件発生している。

特に近年はカンピロバクターやノロウイルスを病因物質とする食中毒が全国で多発しており、規模の大きい食中毒事件例も多発している。

このような状況の中、市民が健康で安心できる食生活をおくるためには、食品等事業者はもとより、市民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供の推進を図ることが必要不可欠である。

このため、本年度においても、8月を食品衛生月間と定め、食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進するものである。

## 2 実施機関

- (1) 主催 奈良市
- (2) 協賛 奈良食品衛生協会

## 3 実施期間

平成19年8月1日（水）から8月31日（金）まで

## 4 実施目的

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供の推進を図ることを目的とする。

## 5 実施方法

次に掲げる事項を市保健所で行うが、協賛団体である奈良食品衛生協会協賛のもと計画を作成し、この運動の推進を図る。

- (1) 報道機関への情報提供及び資料の提供
- (2) 自動車による広報活動の実施
- (3) 食品衛生関係チラシ等の配布
- (4) 食品衛生監視員による監視及び指導の強化並びに食品衛生思想の普及
- (5) 消費者及び食品等事業者に対する講習会の実施
- (6) その他